

あなたの空き家、 今から何をしたらいい？



竹野町内に空き家を所有している。
(または空き家になる可能性がある)

Yes!

相続登記が完了している。

Yes!

空き家を所有し続けたい

Yes!

No!

相続手続

まずは行政書士や司法書士に
ご相談ください。

自分や家族で使用するつもり

Yes!

検討中
もしくは
どうするか

No!

誰かに
使ってほしい

空き家も敷地も処分したい

Yes!

No!

敷地は
所有したい

適切な
管理

賃貸

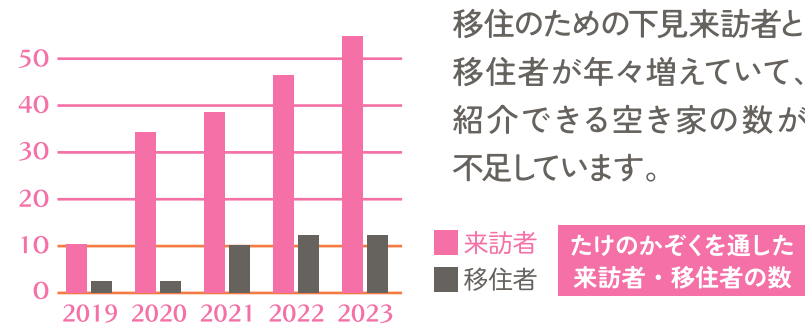
売却

解体

まずは相談!

右記へお問い合わせください。

竹野の空き家需要 が増えています!



移住のための下見来訪者と
移住者が年々増えていて、
紹介できる空き家の数が
不足しています。

↓空き家改修事例



竹野専門の空き家相談窓口

NPO法人 たけのかぞく

無料で空き家のお悩み相談に乗っています。物件
の相続や老朽度等に応じて、次のステップを提案
します。また、当団体の行う移住希望者の案内を
通じて、空き家の次の使い手を探す為のサポート
も行っています。まずはお気軽にご相談ください。

669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3025
takenogayoinoda@gmail.com

☎ 080-4971-3210



豊岡市の空き家対策

豊岡市HPに空き家対策情報を掲載しております。

・各種相談窓口・補助金等の支援制度・解体見積シミュレーター

発行 豊岡市役所竹野振興局

よくある
空き家
の勘ちがい



うちは
年に数回
帰っているから
空き家じゃない。

No!



住んでいなければ
それは空き家です。



都会に出た
子どもも
いつか帰ってきて
この家に住むはず。



No!

**勝手な理想を
描くのは危険!**

親族でこの家の行く末を
よく話し合しましょう。



面倒くさいから
しばらく
放っておこう。

**放置すると、資産価値が
どんどん下がります。**



No!

管理できない場合、他人に管理を頼むか、
早めに売却か賃貸を検討しましょう。
次の使い手が見つからないときは解体も
検討しましょう。近隣への迷惑にもなります。



いらなくなった
空き家は行政が
どうにかしてくれる。

No!

**そんなことは絶対に
あり得ません。**

家がきれいなうちに、次の使い手を探しましょう。
解体費用は300万円以上かかることもあります。
シミュレーションしてみましょう。

解体費用シミュレーター



売却するまでに家の中を空っぽ
にする必要がある。

No!

そうとは限りません。

家財道具を置いたまま
売却するケースもあります。

リフォームしないと買ってくれない。

No!

そうとは限りません。

市の空き家改修補助金*があるので、
買った人がリフォームすることもあります。

※移住者には100万円まで2/3 補助等(2024年度時点)



まだ
フシの
名義か?

まだ
故人の名義
になってるけど、
とりあえず
放っておこう。

**相続登記は
法律で義務化
されています!**

相続を知った日から3年以内
に行わないと、過料が
科せられる可能性があります。

相続人が多いほど名義変更
に時間と費用がかかります。

No!

**放っておくと
固定資産税が
高くなるかも?!**



固定資産税には、住宅の敷地に対する税負担を
軽減する「住宅用地特例」があります。

(軽減措置を受けるには要件を満たす必要があります。)

しかし、空き家を放置して状態が悪くなり、「特定
空家」や「管理不全空家」として勧告を受けると、
この特例の対象から除外され、税額が上がる場
合があります。